

城南学園グループホーム事業所 地域連携推進会議を開催

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会 報告書～」(令和4年6月)において、「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながる」との指摘がされています。

それを受け、令和7年度から「地域連携推進会議」の開催が義務化されます。本事業所では令和6年度に実施要項を定め、令和6年12月に第1回会議、令和7年3月に第2回会議を開催しました。

委員は、利用者代表、利用者家族代表、地域関係者、福祉関係者、学識経験者、そして熊本市役所障がい福祉課の方々です。

第1回会議を開催するにあたり、11月に施設を訪問いただき、施設内外の状況を視察していただきました。

それを受けて、第1回会議では訪問時の感想・意見等に関して意見交換を行いました。本事業所の事業計画等についても説明を行い、ご意見をいただきました。

第2回会議では、第1回会議での意見・感想を踏まえ実践・取組について報告を行い、次年度に向けての意見交換を行いました。意見等を踏まえた実践・取組については、本会議の様子を本学園のホームページに掲載することや、非常災害時に居室の窓から外に出る際に段差があるので段差解消のためにブロックを設置いたしました。

本年度は先行実施という形で開催しましたが、次年度は第1回会議を5月、第2回会議を2月に開催し、「開かれた障害者施設」を目指して運営の改善や利用者支援の充実に努めて参ります。

